

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 10 号
2 0 1 3 年 9 月 2 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「新幹線車両で使用しているフィルター再使用」に関する緊急申し入れ

現在、新幹線車両で使用している床下機器類のフィルターで使用している濾（ろ）材を、これまでは1回の使用で新しい濾材に取り替えていたものを、10月1日より洗浄して再使用すると伝え聞いている。

また大阪交番検査車両所では、濾材の取替作業を行っていた新幹線エンジニアリングがこれまで便器等の置き場として使用していた箇所(庫10番線、山側、10号車付近)を整理して、洗浄した濾材の乾燥場らしきものを準備している。

これらが事実であれば、新幹線車両の安全に関わる問題であり、労働組合として到底看過できるものではない。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 10月1日より、新幹線車両の床下機器類のフィルターで使用していた濾材の再使用を行うのか明らかにすること。
2. 濾材の再使用を行うことが事実であれば、濾材の再使用は新幹線エンジニアリング単独で行える施策とは到底考えられない。JR東海としての評価を明らかにすること。
3. この施策を行うとすれば、濾材の再使用に際し、床下機器類の動作に影響等、不具合が発生しないことを確認したのか明らかにすること。
4. この施策を行うとすれば、申し入れ時点において労働組合に対して一切の説明がない。これは労働組合並びに安全の軽視であり強く抗議すると共に、会社の考えを明らかにすること。
5. この施策を行うとすれば、大阪のみで行うのか明らかにすること。
6. 他社のことではあるが、この施策が実施されるのであれば新幹線エンジニアリングで実作業を行う労働者の労働条件等について変更等があれば明らかにすること。また単純な合理化・効率化を行わないようにJR東海として強く指導すること。

以上